

重要事項説明書

訪問看護ステーション ナイス

重要事項説明書（訪問看護）

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ナイス
所在地	〒760-0077 香川県高松市上福岡町 2031-14 TM ハイツ 101 号
事業所指定番号	香川県 3760190961 号
連絡先	電話：087-835-0170
サービス提供地域	香川県高松市 それ以外は要相談

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います。	1 名（常勤）
看護師	かかりつけの医師より（介護予防）訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	3 名以上（常勤） 名（非常勤）
理学療法士	かかりつけの医師より（介護予防）訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じ	名（常勤） 名（非常勤）
作業療法士	たりハビリテーションを提供します。	名（常勤） 名（非常勤）
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	名（常勤） 名（非常勤）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1 名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。	午前 9 時から午後 6 時まで

（注）年末年始（12/29～1/3）、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っております。

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇔ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	087-835-0170
FAX 番号	087-835-0171
担当者	赤塚 健
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

その他、お住まいの市役所及び香川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができません。

香川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：〒760-0066 香川県高松市福岡町2丁目3番2号
	電話番号：087-822-7431
	FAX 番号：087-822-6023
	対応時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00
高松市役所 介護保険課	所在地：〒760-8571 香川県高松市番町 一丁目8番15号
	電話番号：087-839-2326
	FAX 番号：087-839-2337

9. 運営法人の概要

事業者	株式会社 NextStage
代表者	代表取締役 赤塚 健
所在地・連絡先	〒760-0077 香川県高松市上福岡町2031-14TM ハイッ 101号
事業所	訪問看護ステーション ナイス
所在地・連絡先	〒760-0077 香川県高松市上福岡町2031-14TM ハイッ 101号

10. 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。事業所は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとします。

11. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・ 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・ 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護

する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村 に通報します。

12. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築する為に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症対策・業務継続に関する定期的な会議の開催
- (2) 感染対策・業務継続に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修及び訓練の実施
- (4) 事業所の備品の衛生的管理
- (5) 個人の健康管理

13. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為(回避して危害を免れた場合も含む)
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

14. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する

【別紙】

5.利用料金表

(1) 介護保険利用料（要介護）

		基本利用料（利用者負担金：円）			
		内容	単位	金額	
訪問	1	20分未満	営業時間内の訪問	314	3,205
		30分未満（Ⅰ-2）		471	4,808
		30分～60分未満（Ⅰ-3）		823	8,402
		60分～90分未満（Ⅰ-4）		1,128	11,516
回	毎	早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）料金		所定の料金×25%	増
		深夜（22時～6時）料金		所定の料金×50%	増
算	定	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に90分を越える訪問看護を行った場合	300	3,063
		複数名訪問看護加算（Ⅰ）30分未満	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	254	2,593
		複数名訪問看護加算（Ⅱ）30分未満	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者が訪問看護を行った場合	201	2,052
		複数名訪問看護加算（Ⅰ）30分以上	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	402	4,104
		複数名訪問看護加算（Ⅱ）30分以上	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者が訪問看護を行った場合	317	3,236
		緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合	574	5,860
		特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500	5,105
月	1	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を越える褥瘡、点滴を受ける状態等の利用者に対する加算	250	2,552
		初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350	3,573
		初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した次の日以降に初回の訪問看護を行った場合	300	3,063
回	に	退院時共同指導加算	病院、老健施設等に入院・入所中の方が退院・退所の際に訪問看護ステーションの看護師等が共同指導を行った後に初回の訪問看護を行った場合	600	6,126
		ターミナルケア加算	利用者の死亡日前の14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	25,525
算	定				
そ	の				
他					

(2) 介護保険利用料（要支援）

		基本利用料 (利用者負担金：円)			
		内容	単位	金額	
訪問 1回毎に算定		20分未満	営業時間内の訪問	303	3,093
		30分未満		451	4,604
		30分～60分未満		794	8,106
		60分～90分未満		1,090	11,128
		早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）料金		所定の料金×25% 増	
		深夜（22時～6時）料金		所定の料金×50% 増	
		長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に90分を越える訪問看護を行った場合	300	3,063
		複数名訪問看護加算 (Ⅰ)30分未満	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	254	2,593
		複数名訪問看護加算 (Ⅱ)30分未満	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者が訪問看護を行った場合	201	2,052
		複数名訪問看護加算 (Ⅰ)30分以上	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	402	4,104
		複数名訪問看護加算 (Ⅱ)30分以上	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者が訪問看護を行った場合	317	3,236
	月1回に算定・その他		緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合	574
		特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500	5,105
		特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を越える褥瘡、点滴を受ける状態等の利用者に対する加算	250	2,552
		初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350	3,573
		初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した次の日以降に初回の訪問看護を行った場合	300	3,063
		退院時共同指導加算	病院、老健施設等に入院・入所中の方が退院・退所の際に訪問看護ステーションの訪問看護師等が共同支援を行った後に初回の訪問を行った場合	600	6,126

医療保険関連詳細

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により、算定いたします。

介護保険から医療保険への適応保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適応保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

I. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合（※以下のものが当てはまります）

- ・末期の悪性腫瘍
- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・スモン
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症
- ・ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患(※1)
- ・多系統萎縮症(※2)
- ・プリオン病
- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷
- ・人工呼吸器を使用している状態

※1 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る)

※2 線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群

II. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

(状態の急激な増悪、退院直後の14日間などいずれも主治医が判断します)

75歳以上	1割負担	3割負担(現役並み所得者)
70～74歳	2割負担 (70歳になった月の翌月の1日より 但し、1日が誕生日の方は誕生日より)	
7～69歳	3割負担	
6歳 (義務教育就学前)	2割負担	

III. 精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護の利用者

※各種限度額制度、高額療養費制度や高額介護合算療養費制度(医療保険+介護保険)などにより一定額を超えた金額が払い戻される制度などもあります。

※市町村の窓口や加入している保険者にご相談ください。

利用料金表(医療保険による訪問看護)

基本料金表		利用料	基本利用料 (利用者負担金：円)		
		(円)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 (I) (1日1回につき)	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
※ 同一建物内の複数 (3人以上) の利用者に同一日に訪問した場合					
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者・1日につき)	週3日まで	2,780	278	556	834
	週4日目以降	3,280	328	656	984
※ 在宅療養に備えた外泊時 (入院中につき1回、厚生労働大臣が定める疾病などは入院中に2回)					
訪問看護基本療養費 (III) 入院患者の外泊中の訪問		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費 一日につき	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	3,000	300	600	900
早朝 (6時~8時) 夜間 (18時~22時) 加算		2,100	210	420	630
深夜加算 (22時~翌6時)		4,200	420	840	1,260
緊急時訪問看護加算 (月14日目まで)		2,650	265	530	795
緊急時訪問看護加算 (月15日目以降)		2,000	200	400	600
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上の訪問	8,000	800	1,600	2,400
	1日2回の訪問 (同一建物内3人以上)	4,000	400	800	1200
	1日3回の訪問	7,200	720	1440	2160

	(同一建物内3人以上)				
複数名 訪問看護 加算	看護師(週1回)	4,500	450	900	1,350
	准看護師(週1回)	3,800	380	760	1,140
	看護補助者(週3回)	3,000	300	600	900
	看護師(同一建物内3人以上)	4,000	400	800	1200
	准看護師(同一建物内3人以上)	3,400	340	680	1020
	看護補助者(同一建物内3人以上)	2,700	270	540	810

病状や体制により 下記の料金が加算されます		利用料	基本利用料(利用者負担金：円)		
		(円)	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(月1回)		6,520	652	1,304	1,956
訪問看護情報提供療養費		1,500	150	300	450
特別管理加算(月1)	月1回(※1)	5,000	500	1,000	1,500
	月1回(※2)	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算(利用者の状態に応じ月2回まで)		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算(退院時に特別な管理がある場合)		2,000	200	400	600
退院支援指導加算(退院した日の看護師の評価)		6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)		2,000	200	400	600
ターミナルケア療養費		2,500	2,500	5,000	7,500

長時間訪問看護加算 (特別管理加算の算定対象者)	3,000	300	600	900
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (電子資格確認による計画的な管理)	50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料 (II)	10~500	1~50	2~100	3~150

(ベースアップ評価料は改定の実施により変動する場合があります)

- ※1・気管カニューレ、留置カテーテルなどを使用している状態にある方
- ※2・在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方
- ※3・人工呼吸器を使用している状態にある方 ・特別訪問看護指示期間の方
・特別な管理を必要とする方 (※1、※2 該当)

交通費 (実際の 走行距離)	高松市内	無料
	高松市外	500円 (1 訪問につき)
キャンセル料	利用日の前日まで	無料
	利用日の当日	急遽の入院など、緊急時は 受け付けております。
	日程の変更	無料
	死後の処置料	20,000
<p>※緊急の入院や搬送によるキャンセルでは代金は一切いただきません。 急遽の受診などでは可能な限り時間変更し訪問いたします。</p> <p>※日常生活用品、物品、衛生材料費などは実費とさせていただきます。</p>		

● ご利用料金のお支払いについて

- ① ご利用料金のお支払いはマリンネットでの口座振替とします。
 - ・ご利用料金の引き落としはご指定の金融機関の口座から毎月25日 (金融機関が休日の場合は翌営業日) に行います。
 - ・ご利用料金は毎月末締めとし、翌月中旬までに請求書を送付させていただきます。
 - ・領収書は、医療費控除等で必要ですので、大切に保管してください。
- ② 利用料金のお支払いを1ヶ月以上滞納し、事業所が催促したにも関わらず指定した期日までにお支払いいただけない場合は、全額をお支払いいただけるまでの間、事業所のご利用をお断りさせていただくことがあります。

●その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- ②看護師等は、制度上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- ④処置等の写真及び動画などでの撮影はお断りいたします。患者様や職員のプライバシー及び個人情報を守る為、許可なく撮影（写真、動画）・録音をする事及びSNSを含むインターネットへの投稿を禁止しております。また、処置中、リハビリ訓練中の無許可でのスマートフォン、電子機器類の使用も、固くお断りしております。

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒760-0077 香川県高松市上福岡町 2031-14TM ハイッ 101 号
名称 株式会社 NextStage
代表取締役 赤塚 健

事業所 所在地 〒760-0077 香川県高松市上福岡町 2031-14TM ハイッ 101 号
名称 訪問看護ステーション ナイス

令和 年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日 利用者 氏名 _____

代理人 氏名 _____

